

顧問契約書

●（以下「甲」という）及び弁護士法人レセラ（以下「乙」という）は、下記のとおり法律顧問契約を締結します。

第1条 本契約に基づいて乙（乙に所属する弁護士）が甲に対して提供する弁護士業務の内容は、一般的な法律相談のほかに、事業再建、事業再編、事業売却（M&A）に必要な調査を行い、方策を立案し、実行支援を行うことを含みます。

第2条 甲は、乙に対し、契約金として30万円（税別）を、顧問料として令和●年●月から月額10万円（税別）を支払うものとします。

第3条 前項の契約金は2020年●月末日までに、前項の顧問料は毎月末日までに当月分を、それぞれ下記の銀行口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。

| | | |
|------|----------|-------|
| 銀行名 | 三井住友銀行 | 首都圏支店 |
| 種類 | 普通預金 | |
| 口座番号 | ● | |
| 名義 | 弁護士法人レセラ | 預り口 |

第4条 甲は、第2条のほか、出張など3時間以上を要する乙の活動については、別途所定の日当を支払うものとします。不動産鑑定士、司法書士、税理士、公認会計士等の外部協力者に支払う費用も別途甲の負担とします。

第5条 乙は、弁護士法及び弁護士会会則に則り、誠実に委任事務の処理にあたるものとします。

第6条 本契約の有効期間は2020年●月●日より同年●月末日と

します。ただし、期間満了日の14日前までに甲乙いずれからも更新しない旨の申出がないときは、同一条件で3か月間更新されるものとし、以後も同様とします。

第7条 甲及び乙は、前項の有効期間満了前であっても、毎月末日までに相手に通知することによって翌月末日付で本契約を解約することができます。

2020年●月●日

甲 東京都●
株式会社●
代表取締役 ●

乙 東京都千代田区麴町4丁目5番地10
麴町アネックス5F
弁護士法人レセラ
代表社員 大竹夏夫